

足立区障がい福祉センター あしすと

社会リハビリテーション室



〒121-0816

東京都足立区梅島3-31-19

電話：03-5681-0131

FAX：03-5681-0138

最寄り駅

東武伊勢崎線「西新井駅」東口下車 徒歩5分

バス

◆コミュニティバス「はるかぜ」

- ・子ども家庭支援センター～綾瀬駅東口
～足立区役所～西新井駅（日立自動車）
西新井駅東口行き 「障がい福祉センター」下車
- ・足立区役所～梅島駅～鹿浜都市農業公園（東武バス）
鹿浜都市農業公園行き 「障がい福祉センター」下車
足立区役所行き 「西新井駅東口」下車 徒歩5分

◆都営バスまたは東武バス（亀有駅～王子駅）

- ・亀有行き・王子行き 「梅島三丁目」下車徒歩5分

対象となる方

- ① 18歳以上で身体障害者手帳を所持しており、社会リハビリテーションが必要な方。
【自立訓練（機能訓練）】
- ② 18歳以上で身体障害者手帳を所持してはいないが、高次脳機能障害があり、社会リハビリテーションが必要な方。（「高次脳機能障害」と診断名が記載されている、診療情報提供書が必要です。）
【自立訓練（生活訓練）】

<一日の定員>

自立訓練（機能訓練）	25名
自立訓練（生活訓練）	8名

- * 医療的な対応が必要な方は医療機関の利用が優先されます。
- * 介護保険対象者は介護保険の利用が優先されます。ただし障害固有のサービスの提供が必要であると認められる場合は利用できます。

社会リハビリテーションとは？

社会生活力を高め、自分にあった社会参加を実現するための活動・援助のことです。

社会生活力とは・・・

「さまざまな社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力」と言われています。

例えば、

- ・ 自分でできることを増やす
- ・ リハビリテーションによって自分の能力を高めるが、残された障がいについては、さまざまなサービスを権利として活用する
- ・ 地域の人たち、職場の人たちと、良い、豊かな人間関係を築ける
- ・ 主体的、自立的に、楽しく充実した生活ができる

身体的機能を向上させることだけではなく、「こんなことしてみたい」「あんなこともしてみたい」というように、ご本人に合ったこれからの社会参加について、一緒に考えていきます。

社会リハビリテーション室では

1. 自分で決めて行動していく
2. できることを増やしていく
3. できたことを続けていく

ことをスローガンに、日々とりくんでいます。

どんな活動をしているの？

理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）・看護師（NS）・ソーシャルワーカー（SW）が、ご本人に必要な訓練・相談を行ないます。（ご希望や状況に合わせて個別、小グループ、全体の活動を取り入れています。）

<例えば・・・>

理学療法・作業療法・言語訓練・日常生活動作訓練・家事動作訓練・外出訓練・趣味活動訓練・社会資源活用訓練・話し合い など

また、「視覚」「聴覚」「リハビリ」など、それぞれの障がい特性別にコースを設けています。

通所日・時間は？

<通所日> 機能訓練・生活訓練共通

◆リハビリコース（月曜日・水曜日）

*週1回の利用も可能です。

◆リハビリコース（火曜日・木曜日）

*週1回の利用も可能です。

◆個別支援コース（金曜日）

◆視覚障がい支援コース・聴覚障がい支援コース（金曜日） *機能訓練のみ

<時 間>

10:30~12:30 午前の活動

12:30~13:30 昼食・休憩

13:30~15:30 午後の活動

*半日の利用も可能です

利用期間は？

◆リハビリコース 最長で通所開始月から12ヵ月（1年間）

◆個別支援コース 最長で通所開始月から18ヶ月（1年半）

◆視覚・聴覚障がい支援コース 最長で通所開始月から18ヶ月（1年半）

*原則、延長や再通所はできません。（終了後の他施設利用等の支援をいたします）

昼食は？送迎は？費用は？

<昼 食>

施設内にある厨房で、給食をつくっており、希望者には実費にて提供できます。

<送 迎>

自力で通所が困難な方には、拠点方式による送迎バスが利用できます。

<費 用>

◆利用料：所得に応じて上限が異なりますが、課税世帯の場合1回につき800円程度の自己負担金がかかります。

◆給食費：給食をご利用の場合、所得に応じて1食あたり300円~400円がかかります。

通所開始までの流れ

①相談受付(随時)



通所についての相談・質問を受け付けます。
通所をご希望される場合には、見学・評価の日程を決めます。(電話・来所)
*生活訓練をご希望の場合、主治医の「診療情報提供書」が必要となります。

②見学・評価



社会リハビリテーション室の事業説明と、施設の見学をしていただきます。
各セラピストが、ご本人様のお身体の状況や、生活の状況についてうかがわせていただきます。(2時間程度)

③利用検討会議



「社会リハビリテーション室の利用が適切か」「どのような支援が必要か」等の検討し、結果をご連絡いたします。

④自立支援法の

手続き等



機能訓練の場合管轄の福祉事務所で、自立支援法に基づく利用申請をしていただきます。また、主治医に「診療情報提供書」の依頼をしていただきます。
*生活訓練の場合、申請は管轄の保健総合センターとなります。

⑤契約手続き



管轄の福祉事務所・保健総合センターから「障害福祉サービス受給者証」が郵送されてきましたら、利用に関する契約手続きをさせていただきます。通所バスをご利用の方は、時間・場所の連絡をいたします。

⑥利用開始